

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局介護保険課

## 介護保険最新情報

### 今回の内容

税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置を  
平成20年度まで延長する政令等について  
計6枚（本紙を除く）

Vol.25

平成19年12月14日

厚生労働省老健局介護保険課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます  
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(企画法令係・内線2260)  
FAX：03-3503-2167

税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置を  
平成20年度まで延長する政令等について

介護保険制度の円滑な推進については、種々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。  
さて、税制改正の影響により介護保険の保険料が大幅に上昇する者について平成18年度及び平成19年度に講じた保険料の激変緩和措置を、平成20年度も講ずることができるよう規定を整備した「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」が12月12日に公布されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 公布政令について  
別添1のとおり

2 介護保険条例参考例について  
別添2のとおりお示ししますので、介護保険条例の改正の参考にご活用ください。

3 施行にあたっての留意点

本政令附則第4条第1項第5号の適用を受ける者の範囲は、平成18年度及び平成19年度の激変緩和措置の対象者について規定する同項第1号及び第3号の適用を受ける者の範囲と同様です。具体的な対象者とその保険料は条例で定められることとなりますので、条例参考例をご参照下さい。

4 施行期日

平成20年4月1日

<照会先>

厚生労働省老健局

介護保険課企画法令係

TEL03-5253-1111（内線）2260

# 官報

(号 外)  
独立行政法人国印印刷局

## 目次

- 〔政 令〕
  - 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(三六〇)
  - 被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令(三六一)
  - 学校教育法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(三六二)
  - 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(三六三)
  - 湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令(三六四)
  - 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(三六五)
  - 社会保険協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の施行期日を定める政令(三六六)
  - 株式会社商工組合中央金庫法施行令(三六七)
- 〔府 令〕
  - 被災者生活再建支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(内閣府八五)

## 〔告 示〕

- 指定統計調査の結果の公表等に関し報告を受けた事項を告示(総務六六七)
- 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(厚生労働四一一)

## 〔公 告〕

### 諸事項

- 裁判所  
破産、免責、再生関係
- 特殊法人等  
土地家屋調査士名簿登録等関係
- 地方公共団体  
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係
- 会社その他  
会社決算公告

## 本号で公布された法令のあらまし

○被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第三六〇号)(内閣府本府)  
被災者生活再建支援法の一部を改正する法律(平成一九年法律第一一四号)の施行期日は、平成一九年一月一四日とすることとした。

1 被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令(政令第三六一号)(内閣府本府)  
支援金の支給に係る自然災害

1 自然災害によりその区域内のいずれかの市町村の区域において災害救助法施行令の規定に該当する被害又は一〇以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村(人口一〇万未満のものに限る)の区域であつて、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害を追加することとした。(第一条第四号関係)

2 構造耐力上主要な部分  
法第二条第二号二の政令で定める基礎、基礎ぐい、壁、柱等は、建築基準法施行令第一条第三号に定めるものとすることとした。(第二条関係)

3 特定長期避難世帯に係る支援金の額の特例  
(一) 法第三条第四項の政令で定める世帯は、(1)及び(2)に掲げる世帯(同条第二項第一号に掲げる世帯であるものを除く。以下「特定長期避難世帯」という。)とすることとした。(第三条第一項関係)

(1) 当該自然災害について災害対策基本法の規定による避難勧告等がその区域の全部について行われた市町村(特別区を含む。以下同じ)の区域内に当該避難勧告等が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該避難勧告等が行われている期間が通算して三年を経過したものうち、当該市町村の区域の全部又は一部について同法の規定による公示がされた日から起算して二年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの

(2) 当該自然災害について災害対策基本法の規定による立入制限等がその区域の全部について行われた市町村の区域内に当該立入制限等が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該立入制限等が行われている期間が通算して三年を経過したものうち、当該市町村の区域の全部又は一部が警戒区域でなくなった日から起算して二年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの

(一) 法第三条第四項の政令で定める額は、同条第二項の規定による額(同条第三項に規定する場合にあつては、同項の規定による額)に七〇万円を加えた額(その額が三〇〇万円を超えるときは、三〇〇万円)とすることとした。(第三条第二項関係)

(二) 及び(三)は、法第二条第二号八に該当する単数世帯について準用し、必要な読替えをすることとした。(第三条第三項関係)

4 法第三条第一項の規定による支援金の支給の申請

(一) 支援金(同条第二項各号(同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。)(二)において同じ)に定める額及び(三)の(三)において読み替えて準用する場合を含む。(三)において同じ)による加算額に係る部分を除く(一)の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して一三月を経過する日までに、申請書に、当該世帯が被災世帯であることを証する書面等を添えて、これを都道府県(当該都道府県が法第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した場合にあつては、当該支援法人。以下4において同じ)に提出しなければならないこととした。

(二) 支援金(同条第二項各号に定める額に係る部分に限る)の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して三七月を経過する日までに、申請書に、同条第二項各号に掲げる世帯に該当することを証する書面等を添えて、これを都道府県に提出しなければならないこととした。(第四条第二項関係)



第七十三条第一項第三号イ中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に改める。  
第七十七条第一項第四号中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第二百二十四条第一項」に改める。  
〔製菓衛生師法施行令の一部改正〕

第二十九条 製菓衛生師法施行令（昭和四十一年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。  
第九条第一号中「第四十七条」を「第五十七条」に改める。

（私立学校振興助成法施行令の一部改正）  
第三十条 私立学校振興助成法施行令（昭和五十一年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「定める私立の」の下に「幼稚園」を加え、「特別支援学校若しくは幼稚園」を「若しくは特別支援学校」に、「児童生徒又は幼児」を「幼児、児童又は生徒」に改め、同項第二号口中「特別支援学級」を「障害のある幼児が在学している私立の幼稚園又は特別支援学級」に改め、又は障害のある幼児が在学している私立の幼稚園を削る。

（特定商取引に関する法律施行令の一部改正）  
第三十一条 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第五の二の項第一欄中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第二百二十四条第一項」に改め、同表の三の項第一欄中「小学校及び幼稚園」を「幼稚園及び小学校」に、「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第二百二十四条第一項」に、「大学及び幼稚園」を「幼稚園及び大学」に改め、同表の四の項第一欄中「大学及び幼稚園」を「幼稚園及び大学」に改める。

（活動火山対策特別措置法施行令の一部改正）  
第三十二条 活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「公立の」の下に「幼稚園」を加え、「特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改める。

（独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部改正）  
第三十三条 独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表大学の項中「公立大学法人をいう」の下に「以下この表において同じ」を加え、同表高等専門学校項中「及び独立行政法人国立高等専門学校機構」を「独立行政法人国立高等専門学校機構及び公立大学法人」に改める。

（義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部改正）  
第三十四条 義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第五百七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第二十八条の五第一項」「若しくは第二項」及び「若しくは第五条」を削り、同条第四号中「第五十一条の十」を「第七十一条」に改め、同条第五号及び第十一号中「校長」の下に「副校長」を、「教頭」の下に「主幹教諭、指導教諭」を加える。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正）  
第三十五条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第四十一条」を「第五十条」に、「第十二条」を「第八十三条」に改める。  
（特別会計に関する法律施行令の一部改正）  
第三十六条 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第二号リ中「大学」を「幼稚園、大学及び」に改め、「及び幼稚園」を削る。  
（文部科学省組織令の一部改正）  
第三十七条 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号中「初等中等教育」の下に「幼稚園」を加え、「特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改める。

第十條第十二号中「管理下における」の下に「幼児」を加え、「学生及び幼児」を「及び学生」に改める。  
第三十四条第七号中「第五十一条の十」を「第七十一条」に改める。  
第三十五条第九号中「公立の」の下に「幼稚園」を加え、「特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改める。

第三十九条第一号及び第二号中「児童」を「幼児、児童及び」に改め、「及び幼児」を削る。  
第四十条第一号中「小学校」を「幼稚園、小学校」に、「特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改める。

（中央教育審議会令の一部改正）  
第三十八条 中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表初等中等教育分科会の項第一号中「初等中等教育」の下に「幼稚園」を加え、「特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改める。

附 則

この政令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。ただし、第二条中教育公務員特例法施行令第七号各号の改正規定、第三条中公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第七号第一項の改正規定、第四条中公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令第四号第一項の改正規定並びに第三十四条中義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令第一号第五号及び第十一号の改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。

- |        |       |
|--------|-------|
| 内閣総理大臣 | 福田 康夫 |
| 総務大臣   | 増田 寛也 |
| 財務大臣   | 額賀福志郎 |
| 文部科学大臣 | 渡海紀三朗 |
| 厚生労働大臣 | 舩添 要一 |
| 農林水産大臣 | 若林 正俊 |
| 経済産業大臣 | 甘利 明  |
| 国土交通大臣 | 冬柴 鐵三 |
| 防衛大臣   | 石破 茂  |

湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。  
御 名 御 璽  
平成十九年十二月十二日  
内閣総理大臣 福田 康夫

湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令  
御 名 御 璽  
平成十九年十二月十二日  
内閣総理大臣 福田 康夫

この政令は、公布の日から施行する。  
環境大臣臨時代理 若林 正俊  
国務大臣 福田 康夫  
内閣総理大臣 福田 康夫

この政令は、公布の日から施行する。  
御 名 御 璽  
平成十九年十二月十二日  
内閣総理大臣 福田 康夫

この政令は、公布の日から施行する。  
御 名 御 璽  
平成十九年十二月十二日  
内閣総理大臣 福田 康夫

この政令は、公布の日から施行する。  
御 名 御 璽  
平成十九年十二月十二日  
内閣総理大臣 福田 康夫

この政令は、公布の日から施行する。  
御 名 御 璽  
平成十九年十二月十二日  
内閣総理大臣 福田 康夫

この政令は、公布の日から施行する。  
御 名 御 璽  
平成十九年十二月十二日  
内閣総理大臣 福田 康夫

附則第四条第一項中「及び平成十九年度」を「から平成二十年度までの各年度」に改め、同項に次の二号を加える。

五 平成十九年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。）が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であつた者（同法の施行地に住所を有しない者を除く。）

六 前号に規定する者と同一の世帯に属する者であつて、平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないもの（平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成二十年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者又は同号に規定する者である場合に限る。）

附則

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 舛添 要一  
内閣総理大臣 福田 康夫

株式会社商工組合中央金庫法施行令をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年十二月十二日

政令第三百六十七号

株式会社商工組合中央金庫法施行令

内閣は、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三条第一項、第六条第七項、第八条第一項、第十五条第一項第五号、第二十一条第三項及び第十項、第二十六条第一項から第三項まで、第二十七条、第二十九条、第三十一条第一項、第三十三条、第四十六条第三項、第五十六条第七項並びに第二十九条において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の二第四項（同法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。）、第三十四条の三第三項（同法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）、及び第三十七条第一項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

（最低資本金額）

第一条 株式会社商工組合中央金庫法（以下「法」という。）第三条第一項に規定する政令で定める額は、二百億円とする。

（無資格者に対する売渡しの請求について準用する会社法の規定の読替え）

第二条 法第六条第七項の規定において同条第六項の請求について会社法（平成十七年法律第八十六号）第一百五十五条（第六号に係る部分に限る。）、第七十五号、第七十七号、第四百六十一条（第六号に係る部分に限る。）、第四百六十五号（第七号に係る部分に限る。）、第四百六十五号（第七号に係る部分に限る。）、第八百六

社会保険協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年十二月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第三百六十八号

社会保険協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、社会保険協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

社会保険協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の施行期日は、平成二十年三月一日とする。

厚生労働大臣 舛添 要一  
内閣総理大臣 福田 康夫

内閣総理大臣 福田 康夫

第十八条第一項、第八百七十条（第六号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十五条第六号、第四百六十一条第五号及び第四百六十五号第一項第七号	第七百七十六条第一項	株式会社商工組合中央金庫法第六条第六項
第七百七十五条第一項	次条第一項	
第七百七十七条第一項から第三項まで及び第五項	前条第一項	
第八百六十八号第一項、第八百七十条、第八百七十一条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条	この法律	株式会社商工組合中央金庫法第六条第七項の規定により読み替えて準用するこの法律

（主要株主に係る認可を要する取引又は行為）

第三条 法第八十一条に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為とする。

- 一 主要株主基準値以上の数の議決権（法第八十一条に規定する議決権をいう。以下同じ。）の保有者（他人（仮設人を含む。）の名義をもって保有するものを含む。以下同じ。）になることとするものによる株式会社商工組合中央金庫（以下「商工組合中央金庫」という。）の議決権の取得（担保権の実行による株式の取得その他の主務省令で定める事由によるものを除く。）
- 二 主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になることとするものによる商工組合中央金庫以外の会社等（法第十五条第一項第二号に規定する会社等をいう。）の議決権の取得（担保権の実行による株式等の取得その他の主務省令で定める事由によるものを除く。）

（議決権保有者との特別な関係）

第四条 法第十五条第一項第五号に規定する政令で定める特別な関係は、三親等以内の親族関係とする。

（業務の範囲）

第五条 商工組合中央金庫が法第二十一条第三項の規定により行う資金の貸付け及び手形の割引（同項第六号に掲げる者に対する短期貸付け及び手形の割引を除く。）の額の合計額は、商工組合中央金庫の資金の貸付け及び手形の割引（同号に掲げる者に対する短期貸付け及び手形の割引を除く。）の総額の百分の二十に相当する金額を超えてはならない。

2 法第二十一条第四項第九号に掲げる業務に関しては、貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第十七条第五項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第四十二条第七項その他の法令の規定、債券等（貿易保険法第十七条第一項の規定により発行する貿易保険債券又は預金保険法第四十二条第一項の規定により発行する預金保険機構債その他の債券をいう。以下同じ。）の発行その他の債券等に関する事務の委託に係るもの適用については、商工組合中央金庫をこれらの委託を受けることができる銀行とみなす。

（同一人に対する信用の供与等）

第六条 法第二十六条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下「同一人自身」という。）が商工組合中央金庫の子会社（法第二十三条第二項に規定する子会社をいう。次条第一項第一号において同じ。）でない場合の次に掲げる者（以下「受信台算対象者」という。）とする。

- 一 同一人自身が会社である場合における次に掲げる者
- イ 当該同一人自身の子会社
- ロ 当該同一人自身を子会社とする会社

(別添2)

○何市(区、町、村)介護保険条例(参考例)

以下は、平成二十年度に激変緩和措置を講ずることとした場合に定める条例の例として、従来の介護保険条例参考例に追加するものです。

附 則 (平成二十年〇月〇日改正関係)

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(平成二十年度における保険料率の特例)

第二条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成十九年政令第三百六十五号)による改正後の介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成十八年政令第二十八号)の条において「新平成十八年介護保険等改正令」という。附則第四条第一項第五号又は第六号のいずれかに該当する第一号被保険者の平成二十年度の保険料率は、第十五条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

一 第十五条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成二十年度分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていないものとした場合、第十五条第一項第一号に該当するもの 何円

二 第十五条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第十五条第一項第二号に該当するもの 何円

三 第十五条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第十五条第一項第三号に該当するもの 何円

四 第十五条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(新平成十八年介護保険等改正令附則第四条第五号に該当する者(以下この項において「第五号該当者」という。)に限る。)が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第十五条第一項第一号に該当するもの 何円

五 第十五条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第五号該当者に限る。)が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第十五条第一項第二号に該当するもの 何円

六 第十五条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第五号該当者に限る。)が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第十五条第一項第三号に該当するもの 何円

七 第十五条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第五号該当者に限る。)が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第十五条第一項第四号に該当するもの 何円